【42】

氏名（本籍）	大田真彦（愛媛県）
学位の種類	博士（環境学）
学位記番号	博甲第6318号
学位授与年月日	平成24年7月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	生命環境科学研究科
学位論文題目	中部インドの共同森林管理における政府 －住民関係とその森林保全および村落開発への影響

主査	筑波大学教授	農学博士	増田美砂
副査	筑波大学教授	工学博士	宮本邦明
副査	筑波大学助教	Ph.D.	松井健一
副査	筑波大学教授	博士（農学）	志賀和人

論文の内容の要旨

1990年代以降、発展途上国の国有林では、森林管理・経営に関わる権限の住民組織への委譲が推進されている。本研究は、1990年以降共同森林管理（JFM）を全国的に実施しているインドについて、先行研究では州森林局とJFM実施組織、すなわちJFM委員会が、それぞれどのように役割を分担しており、住民組織はどの程度の決定権を有しているのか、またその関係性が森林資源および村落経済にどのような影響をもたらしたのかに関する実証的・体系的な分析は行われていないことを見出した。

そこでインドのJFMにおける政府－住民関係の実態把握と、その森林保全および村落開発への影響を明らかにすることを目的とし、①国有林の住民利用規定の変遷（第3章）、②国有林の管理体制とJFM委員会の制度上の役割および権限（第4章）、および③委員会の活動実態から見る制度と実態の乖離とその意味（第5章）の3点について分析した。森林保全と村落開発に対する影響については、④現場レベルにおけるJFMの実施プロセスと森林保全・村落開発への影響を事例研究により検討した（第6章）。調査地として、全国のJFM実施面積の約25%を占めるマディヤ・プラデーシュ州を選択した。①と②は、州森林局統計や法令等の行政文書を分析した。③に関しては、特に実施率が高い西チンドワーラー営林署から選んだ18のJFM委員会を対象とする広域調査を行った。④については、この18委員会から、指定部族村落と非指定部族村落を1村ずつ選択し、それぞれ無作為抽出した40世帯に対し、世帯情報、生計、森林利用、JFMへの関与・意識、JFMから得た利益に関する聞き取りを行った。また天然林、萌芽更新地、および植林地における毎木調査を行い、植生状態および伐採・枝打ちの禁止という規制が順守されているかどうか明らかにした。

①に関し、JFMにおいて住民は用益権を認められているものの、保護義務を前提とした州森林局との債権的契約によるものであった。②に関しては、JFMの実施の有無にかかわらず、営林署は施業計画にしたがって森林施業を行っており、両者は一種の二重構造をなしていた。また森林局職員が個々のJFM委員会の書記という要職をつとめ、その接点を通して森林局はJFM管理区域や活動に対して統制力を維持していた。③について、森林局は森番を雇用し、JFM管理区域における違反行為の監視を行っていた。一方、非森林部門において村落開発のための物資・インフラ供与を行っていた。調査対象の18委員会全てが生産活動を行っていたわけではなく、指定部族委員会の活動は限定的であった。以上から、a. 州森林局による森林管理に関

する権限、負担、および責任の持続、b.「共同」の名の下での住民利用への統制の強化、そしてc.非森林部門における物資・インフラの恩典的供与の3点が、中部インドのJFMにおける政府－住民関係の特徴として明らかとなった。④に関して、州森林局による森番の雇用は、心理的な抑止効果となっていることが聞き取り結果から推察できた。しかし、非部族委員会では国有林外に薪材をもとめるようになり、森林局の供与した物資・インフラがある程度継続して利用されていたのに対し、部族委員会では薪材採取地の変化や物資・インフラの維持は認められず、毎木調査プロットにおける伐採の痕跡はより多いなど、受け皿となる社会によってJFMに伴う変化は異なることが確認された。

住民組織による主体的な活動という観点からJFMをみると、先行研究に批判されているように、マディヤ・プラデーシュ州のJFMの評価は低くなる。しかし、州森林局が管区の森林に対する統制力を維持していたからこそ、主体的に広範囲の地域において委員会を組織し、森林保全や村落開発に向けた対策を講じることができたといえる。発展途上国の多くでそのような行政的インフラを欠いていることを考慮すると、19世紀から林野制度の拡充が図られたインドという前提のもとで、JFMの導入が可能であったと考えられる。発展途上国の森林管理をめぐる議論において、住民参加という側面のみに注目するのではなく、既存の林野制度を具体的に把握することによって、より実効性のある政策提言ができる。

審査の結果の要旨

国有林管理経営の権限委譲をめぐる議論の背景には、1970年代からさかんになってきた市民参加論や1990年代以降普及した人間中心の開発という発想がある。JFMをめぐる先行研究には、権限委譲にかかわる理想的な状態を暗示的な尺度として、それと実態の乖離を以て現状を批判するものが多い中、本研究は林野制度をJFMの前提条件と位置づけ、それがJFMの導入や運用の過程でどのような役割を果たしたのかを明らかにした点に新規性があると認められた。また、JFMの本質を州森林局による規制の強化と恩典の提供という相殺のメカニズムとして読み解いた上で、ただし受け皿となる社会の条件によっては必ずしも機能しないことを明らかにした点も、従来の研究にない視点であると評価された。

平成24年5月25日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもとに論文の審査及び最終試験を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士（環境学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。